

○東大阪都市清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例

昭和44年 7 月 4 日

東大阪都市清掃施設組合条例第 1 号

改正 昭和50年 7 月 1 日条例第 3 号

一般職の職員の給与については、東大阪市職員の例による。ただし、大東市から派遣された職員の給与（時間外手当、特殊勤務手当及び支給期日を除く。）については、大東市職員の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年 7 月 1 日条例第 3 号）

この条例は、公布の日から施行する。